

姫路市立城陽小学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、全ての大人や児童がいじめを認識しながら放置することが決してないようすることを目指すなければならない。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、市民総がかりでいじめの問題を克服することを目指すなければならない。

第2 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢

学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を強く認識し、一体となり、子供たちの健全な成長のために取り組むことが大切である。また、学校は、家庭や地域社会との連携の中核とならなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめ防止対策推進法

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

4 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成

(1) 低学年

- ア 善悪の判断と規範意識の基礎を形成する。
- イ 自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、温かい心で相手に接する態度を養う。

(2) 高学年

- ア 自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養する。
- イ 公德心を持って法やきまりを守る態度を育成する。

5 いじめ問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割

いじめの問題の克服のため、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して児童生徒一人一人の成長を促すことが重要である。

(1) 学校の役割

- ア 学校における、全ての教育活動を通して「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組む。
- イ 学級活動、児童会活動、学校・家庭・地域ふれあい事業（姫路フレンドフル事業）等を通して、児童に自ら考え、実行する機会を与え、いじめの防止等の活動やインターネット、携帯電話等の活用についてのルールづくり等に取り組ませる。
- ウ 児童生徒に、互いを思いやり尊重し合うことが大切であることを理解させるとともに自尊感情や自己有用感、規範意識の醸成に努める。
- エ 教職員のいじめの問題への対応力の向上に努めるとともに、教育相談体制を充実させ、深い児童生徒理解の下、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」という姿勢で生徒指導を進める。
- オ 学校・家庭・地域社会の連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。
- カ 複雑化、多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、児童への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。

(2) 家庭の役割

- ア 「子どもたちは家族からの愛情に包まれ、心の居場所がある中で、他者への思いやりを持ち、調和のとれた人間関係を形成することができる」ということをしっかり認識したうえで家庭教育を進める。
- イ 基本的な倫理観、規範意識、市民意識、社会の形成者としての認識、自立心等を保護者の責務として育む。
- ウ 子どもたちが自分の悩みを安心して打ち明けられるような家族関係を築く。
- エ 日頃から、学校と連携し信頼関係を築き、我が子がいじめの被害にあった場合や、我が子がいじめに関わっていた場合には、どうしていくべきかを我が子と共に考え、学校と一緒に問題解決に向け協力して取り組む姿勢を持つ。
- オ 法令に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話などのツールの使用に関して家庭のルールづくりを行い、実行していく。

(3) 地域社会の役割

- ア 子育てに不安を抱える保護者を孤立させず、「地域の子どもは地域で守り育てる」という教育支援機能を活性化させる。
- イ 地域行事や伝統行事を通して、子どもたちに自分たちも地域の一員であるという市民意識を育成するとともに、地域社会という学校以外の大人から人間としての在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。

- ウ いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域における見守り活動や学校、家庭との連携を推進する。
- エ 大人社会のありようについて真摯に考え、いじめの問題の克服に向けて子どもたちの標となり得るように努める。

第3 いじめ防止等に関する学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置（いじめ対応チーム）

（1） いじめ対応チームの設置

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

（2） いじめ対応チームの構成

校長、教頭、生活指導担当、学年代表、養護教諭

（3） いじめ対応チームの役割

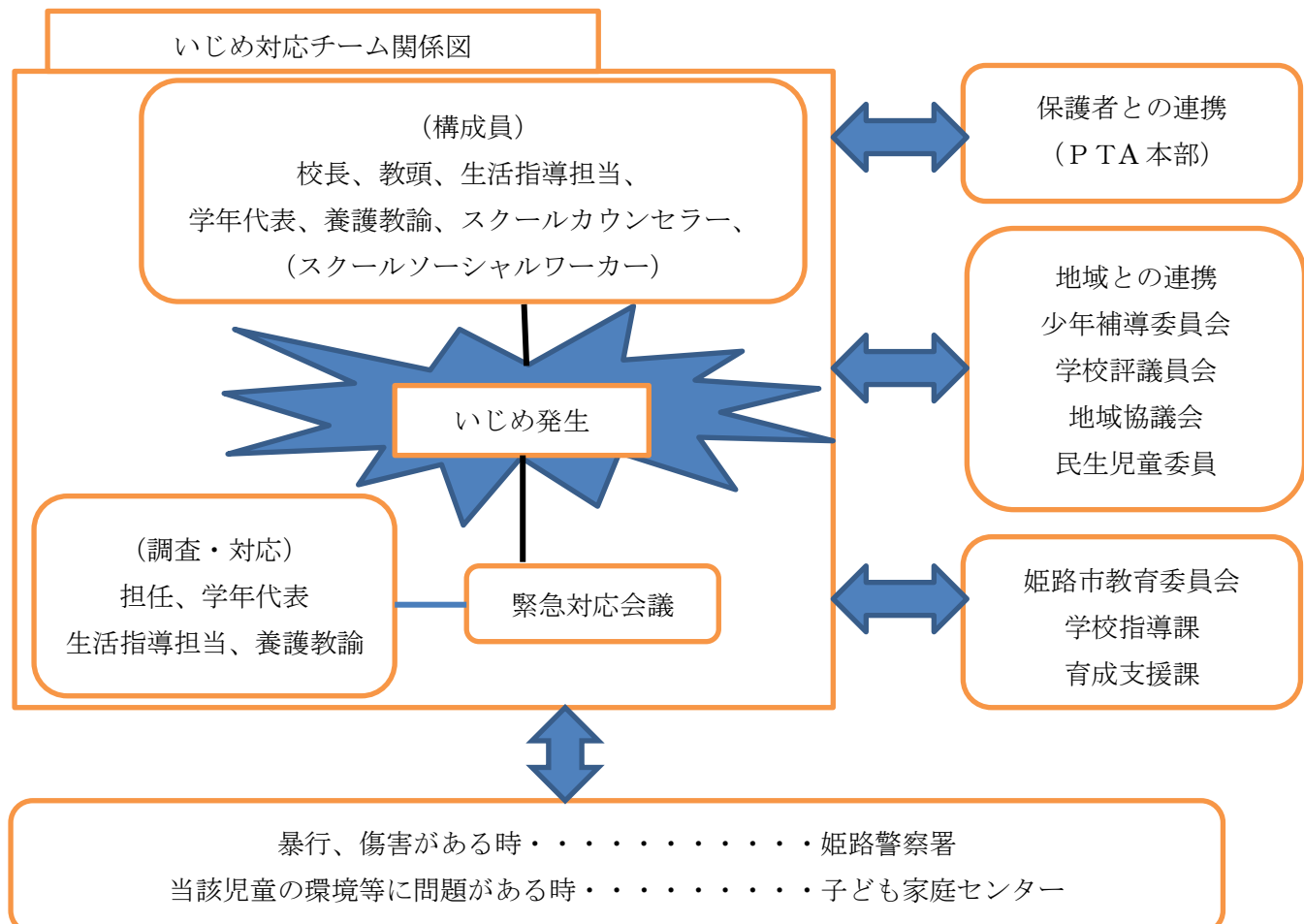
ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

オ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割



2 未然防止の取組

学校の全教育活動を通して、児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる関係づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に学習に対する成就感や達成感を味わわせ、自尊感情や自己有用感を育むことができるように努める。児童自身が「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を持つように、教育活動全体を通して指導を行う。

取組	ねらい	具体的な内容
人権教育の充実	全ての人々の基本的人権を尊重する精神を高め、身近な生活の中での不合理や差別に気付かせ、それを解決しようとする意欲や実践力を育てる。	・保護者への啓発活動（PTA・子供会人権学習） ・校区人権学習会 ・人権講演会
道徳教育の充実	互いの人格を認め、温かい思いやりに満ちた人間関係を育て、発達段階に応じた道徳実践力を高める。	・道徳教育授業参観 ・「いじめをしない、許さない」心情を深める資料の選定 ・思いやりや生命を大切にする指導の充実と授業の工夫
体験的活動の充実	人権尊重の精神を基盤にし、体験を通して、互いに認め合い、助け合って、明るく住みよい地域や社会、学校を作る心情・態度・実践力を育てる。	・老人クラブの方々をお招きしての昔遊び体験（1年生） ・城陽幼稚園児を招いてのふれあい給食（5年生） ・城陽幼稚園との合同運動会・音楽会
児童が自ら主体的に行う取組	自分たちの学校生活をよりよくするため、仕事を分担し、主体的に共同で活動することを通して、社会的生活態度を身に付ける。	・クラブ活動 ・委員会活動 ・児童集会 ・代表委員会活動
保幼小連携、小中一貫教育の推進による人間関係力の育成と学力向上	保幼小連携、小中一貫教育を通して、「小1プロブレム」「中1ギャップ」をはじめとした、生活面における課題の解消を図る。また、豊かな人間関係を構築し、学力の向上を図り、自尊感情や自己有用感を育てる。	・保幼小教職員による連絡会を行い、園児、児童の実態把握 ・小中一貫した共通の生活目標を達成させることによる規範意識の醸成 ・小中合同研修会（カウンセリングマインド研修）
学力向上に向けた教職員研修体制の充実	基礎基本となる知識技能を確実に身につけさせ、学力の向上を図る。	・全体による研修 ・若年層研修

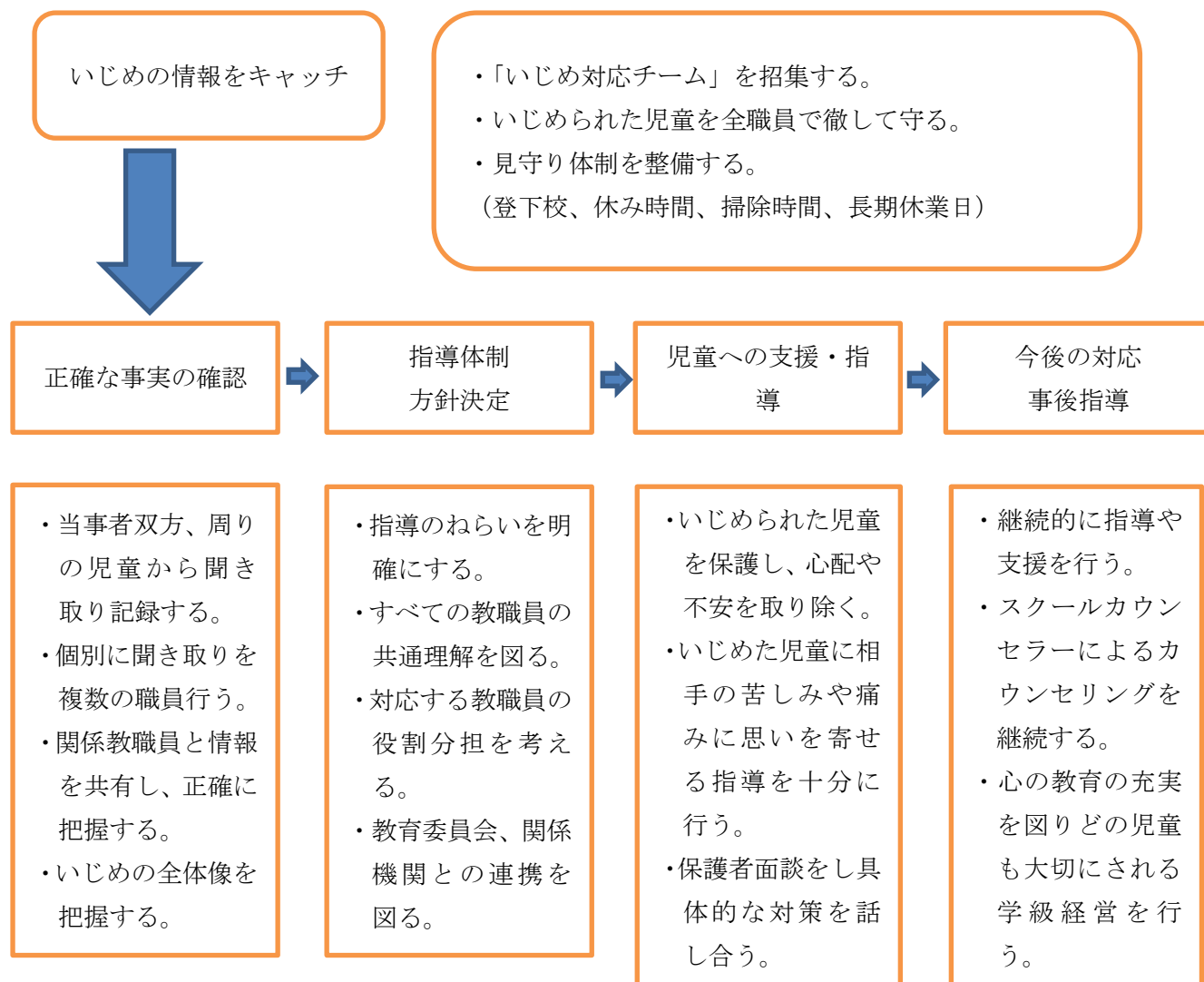
3 早期発見

「いじめとはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全教職員が児童の様子を見守り、適切な対応を行う。日常的な観察をきめ細やかに行うことにより児童の小さな変化を見逃さない。気になる児童がいる場合には、全教職員が情報を共有し、大勢の目で児童を見守る体制をとる。また、生活アンケートや教育相談を行い、児童の人間関係や悩みを把握し、いじめの早期発見に努める。

取組	ねらい	具体的な内容
日々の観察	子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設け、児童の様子や人間関係を把握する。	・休み時間や放課後などの巡回指導や目配り
いじめの実態調査アンケート	いじめ調査アンケート（生活アンケート）を実施し、情報収集を図る。	・学期に1回行う。
教育相談 （教育カウンセリング）	日頃から気軽に相談できる環境を作り、児童理解に努める。	・学級担任による面接 ・スクールカウンセラーによる面接
連絡帳、通信の活用	担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係の構築を図る。	・学校での取組や様子についての情報を伝えたり、家庭での様子や友人関係についての情報を集めたりする。
職員間での情報交換、連絡、相談 定例委員会 （生活指導委員会・特別支援委員会）	全職員で情報を共有し、いじめの早期発見に努める。	・報告、連絡、相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応する。 ・学級担任一人で問題を抱え込むことがないよう、職員間での情報交換を密にする。
保護者懇談 家庭連絡・訪問	保護者や家庭と連絡を密に取り情報収集に努め、協力を求める。	・生活状況を把握する。

4 早期対応

いじめの兆候に気づいた時は、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行い迅速に対応する。



5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、市教委の指導員を招聘し、指導を仰ぐとともに、マナーやルールづくり等について保護者に依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して、児童や保護者に啓発する。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除などの迅速な対応を図ると共に、場合によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

6 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮する。

また、いじめを許さぬ心を育てていくため、個々の児童を尊重するインクルーシブ教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

第4 いじめ防止に係る年間計画

- ・年間を通じて、日々の観察、道徳・人権教育によりいじめ防止の啓発を行う。
- ・職員会議、生活指導委員会において、気になる児童に関する共通理解、情報共有を行う。
- ・問題が生じた場合、即座にいじめ対応チーム会議を開く。

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者・地域との連携
4	○生活指導・いじめ に対策に係る共通 理解 【職員会議】 【生活指導委員会】	○入学式、始業式 ○学級ルール作り	○家庭訪問 ○スクールカウンセラ ーの児童・保護者へ の周知	○家庭訪問 ○学級懇談会 ○PTA 本部会 ○PTA 総会 ○地域連絡会
5	○いじめ対応チーム 会議 【職員会議】 【生活指導委員会】	○1年生を迎える会 ○自然学校に向けての 指導（5年） ○林間学舎にむけての 指導（4年） ○スマホケータイ教室		○PTA 本部会 ○オープンスクール
6	○山陽中ブロック小 中教育推進委員会 【職員会議】 【生活指導委員会】	○児童集会活動 ○音楽会練習	○生活アンケート	○地域の方々を音楽 会に招待 ○山陽中ブロック愛 護育成会総会なら びに講演会
7	山陽中ブロック小中 一貫教育カウンセリ ングマインド研修 【職員会議】 【生活指導委員会】	○夏季休業前生活指導 ○夏季休業中 校区内巡回補導	○夏季休業中 校区内巡回補導	○学校評議員会 ○PTA 本部会 ○個別懇談会 ○校区人権リーダー 研修 ○校区人権 町別学習会
8	【職員会議】	○夏季休業中 校区内巡回補導	○夏季休業中 校区内巡回補導	

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者・地域との連携
9	【職員会議】 【生活指導委員会】	○新学期学級指導		○地域連絡会
10	【職員会議】 【生活指導委員会】	○運動会練習 ○修学旅行にむけての指導（6年生）	○生活アンケート	○オープンスクール ○PTA 本部会
11	【職員会議】 【生活指導委員会】			○地域の方を運動会に招待 ○学校評議委員会
12	【職員会議】 【生活指導委員会】	○冬季休業日にむけての指導 ○冬季休業中校区内巡回補導	○冬季休業中校区内巡回補導	○個別懇談会 ○PTA 本部会
1	【職員会議】 【生活指導委員会】	○冬季休業中校区内巡回補導	○冬季休業中校区内巡回補導	○地域連絡会
2	【職員会議】 【生活指導委員会】	○集会活動	○生活アンケート	○PTA 本部会 ○校区人権反省会
3	○いじめ対応チーム会議 【職員会議】 【生活指導委員会】	○6年生を送る会 ○春季休業日に向けての指導 ○春季休業中校区内巡回指導	○春季休業中校区内巡回指導	○学校評議委員会 ○地域連絡会

第5 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ なお、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとする。

2 教育委員会又は学校による調査

- (1) 重大事態の報告 学校から教育委員会を通じて市長に報告
- (2) 調査主体 教育委員会が判断
- (3) 調査を行うための組織
 - ア 学校が主体となる場合 いじめ対応チームを母体とする組織
 - イ 教育委員会が主体となる場合 いじめ問題支援チームが母体となる組織
- (4) 調査の実施
 - ア いじめを受けた在籍する児童からの聴き取りが可能な場合
 - イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合
 - ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (6) 調査結果の報告

3 再調査及び結果を踏まえた措置

- (1) 再調査
 - 調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、調査結果についての再調査を指示する。
- (2) 再調査の結果を踏まえた措置等
 - 再調査を行ったときの、市長から議会への結果報告

第6 いじめの防止等の検証及び見直し

実施状況の確認と見直し

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、毎年度実施状況を確認した上で、必要な見直しをする。